

短期入所生活介護事業所

ウェルケア高浜

利用契約書

「利用者」_____と社会福祉法人喜久寿が開設する短期入所生活介護事業所ウェルケア高浜（以下「事業者」という。）は、利用者が当事業所において、事業者から提供される指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、事業者から別紙重要事項説明書、重要事項説明書付属文書に基づく重要事項の説明、及び個人情報の使用に関する同意書についての説明を受け、その内容について了承し、契約を締結します。

（契約期間）

本契約の有効期間は、サービス利用開始年月日から利用者の要介護（支援）認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の 2 日前までに利用者又は家族代表から文書または口頭による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

サービス利用開始年月日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

事業者住所 愛媛県東温市北野田 533 番地 1

事業者名 社会福祉法人 喜久寿

代表者氏名 理事長 菊池 慶治 印

利用者住所 _____

氏 名 _____ 印

家族代表住所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

短期入所生活介護事業所

ウェルケア高浜

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(松山市指定 第3870107624号)

当事業所は利用者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも所定の手続きを行うことでサービスの利用は可能です。

☆（介護予防）短期入所生活介護とは

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護の日常生活の世話や機能訓練等のサービスを提供します。対象者の心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、家庭での介護が困難になった場合または家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るために一時的に利用者・対象者をお預りいたします。

○①入浴・食事の提供（これらに伴う介護を含む）、②生活などに関する相談・助言、③健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話、④機能訓練を行います。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	3
2. 事業所の概要	3
3. 職員の配置状況	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. サービス担当者会議等における個人情報の使用について	6
6. 事故発生・緊急時の対応	6
7. 非常災害対策	7
8. 身体拘束について	7
9. サービスをやめる場合	7
10. 苦情の受付について	8
11. 第三者による評価の実施	9

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 喜久寿
- (2) 法人所在地 愛媛県東温市北野田 533 番 1
- (3) 電話番号 089-955-0310
- (4) 代表者氏名 理事長 菊池 慶治
- (5) 設立認可年月日 平成2年12月21日

2. 事業所の概要

- (1) 種類 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所・平成22年1月26日指定
松山市3870107624号
※ 当事業所はウエルケア高浜（特別養護老人ホーム）に併設されています。
- (2) 目的 事業所は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- (3) 名称 短期入所生活介護事業所 ウェルケア高浜
- (4) 所在地 愛媛県松山市松ノ木2丁目789番地
- (5) 電話番号 089-994-6688
- (6) 管理者 氏名 日根 潤一郎
- (7) 運営方針
 - ①事業所は、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重を目指すものとする。
 - ②事業所は、地域との結びつきを重視するとともに、市町村、居宅介護支援事業者、又は介護予防支援事業者の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (8) 開設年月日 平成22年1月26日
- (9) 利用定員 1ユニット 9人

(10) 通常の送迎の実施地域 松山市（高浜、三津浜、宮前、和気地区）

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	勤務区分	人員
1. 管理者	常勤	1名
2. 介護職員	常勤	9名
3. 生活相談員	兼務	1名
4. 看護職員	常勤	2名
5. 介護支援専門員	兼務	1名
6. 医師	嘱託医	1名
7. 栄養士	兼務	1名

※介護職員9名のうち4名は併設特養より夜勤のみ出勤

職務内容

- ・施設長…本会理事会の命を受け、施設の業務を統括するとともに、介護の利用の申込に係る調整職員の指揮監督及び管理運営に当たる。
- ・事務員…施設運営に関する事務に従事する。
- ・生活相談員…利用者生活向上のための相談、助言その他の援助に当たる。
- ・介護職員…利用者の介護、日常生活上の世話、レクリエーション等の提供に当たる。
- ・介護支援専門員…施設サービス計画の作成とその進行管理及び評価に当たる。
- ・看護職員…利用者の看護、日常生活上の世話及び健康管理に当たる。
- ・機能訓練指導員…機能訓練の指導に当たる。
- ・管理栄養士…給食献立及び給食業務に当たる。
- ・調理員…給食業務に当たる。
- ・医師…利用者の健康管理、診療及び保健衛生の指導に当たる。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1.生活相談員	利用者の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 8:30～ 17:30
2.介護職員	利用者の日常生活上の介護並びに健康保持の為の相談・助言等を行います。 早出 日勤 遅出 夜勤の交代制による。
3.看護職員	主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。 8:30～ 17:30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付となるサービス

＜サービスの概要＞

①入浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回以上行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用してゆっくり入浴していただけます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すように、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③送迎サービス

- ・利用者の心身の状態、家族等の事情などからみて、必要と認められる利用者に対して、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

④その他の支援

- ・ユニットケアの導入により、個々の生活リズムに応じた生活が送れるよう配慮しています。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金＞

別紙 1、別紙 2 の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画、又は介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 滞在費

別紙 1、別紙 2 をご参照ください。

② 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

- ・食事時間も幅を持たせており、ご希望の時間に食べていただける工夫をしています。
- ・利用者の自立支援のため離床して食事をしていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食： 7:30～9:00 昼食： 12:00～13:30 夕食： 17:30～
 (食費) 朝食： 400円 昼食： 500円 夕食： 545円

③ 送迎

利用者の自宅～事業所間の送迎を行います。片道 184 円（1割負担）です。

④ 理容・美容

出張サービスをご利用いただけます。ご利用の際は前日までの予約が必要です。

④レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記 (1)、(2) の料金・費用は、月末に集計し御請求いたします。

利用時に直接窓口にお支払いいただくか指定銀行口座へお振り込みいただく、もしくはご利用口座からの引き落としがご利用可能です。(一部金融機関を除く)

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、利用者の都合により、(介護予防) 短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは担当のケアマネジャー(介護支援専門員)と相談の上、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合はサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. サービス担当者会議等における個人情報の使用について

①事業所及び職員は、(介護予防) 短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、利用が終

了した後も継続します。

- ②事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を使用できるものとします。
- ③前 2 項に関わらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、当事業者がサービス担当者会議に出席する際、サービス利用予定のサービス事業者への利用者及び家族の情報を用いることについて、ご承諾を願います。

6. 事故発生・緊急時の対応等

- ①事業所の職員等は、事業所のサービスの利用中に事故が発生した場合、または利用者に病状の急変が生じた場合には、速やかに利用者の家族、主治の医師または協力医療機関へ連絡、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等関係機関に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し必要な措置を講じます。
- ②事業所は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって、事業所の責に帰すべき事由により事故が発生し、事業所に過失があると認められる場合に限り、利用者の生命・身体・財産に発生した損害を利用者に対して賠償します。但し、利用者に過失がある場合は、免責又は賠償額を減ずることがあります。
- ③事業所は、当該事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し、再発防止対策に努め、その対応について協議します。
- ④事業所は、事故発生に備えて介護事業者損害賠償責任保険に加入しています。

7. 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、事業所の見やすい場所に掲示しておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

8. 身体的拘束等について

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由等により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族への十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応の内容及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

9. 高齢者虐待防止について

施設は入居者の人権の擁護・虐待防止のため次の処置を講じます。

- ① 虐待を防止するため指針を明確化し、施設の見やすい場所に掲示する。
- ② 担当者を設置
- ③ 虐待を防止するための職員に対する研修の実施。
- ④ 虐待を防止するための委員会を開催。
- ⑤ 入居者及びその家族からの苦情処理体制を整備。
- ⑥ その他、虐待防止のために必要な処置

10. サービス利用をやめる場合

利用の有効期限は、申し込みの日から利用者の要介護認定の有効満了日までですが、有効期間満了の2日前までにご利用者から利用終了の申し入れがない場合には、利用は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。利用期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との利用は終了します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご利用者が死亡した場合② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合③ ご利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ ご利用者から利用中止の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）⑦ 事業者から利用中止を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください） |
|---|

(1) ご利用者からの利用中止の申し出

利用の有効期間であっても、ご利用者様から利用を中止することができます。その場合には利用中止を希望する2日前までにはご連絡ください。

ただし、以下の場合には即時に利用を中止することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② 利用者が入院された場合③ 利用者の介護予防支援計画又は居宅サービス計画が変更された場合④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本利用に定める短期入所（予防）サービスを実施しない場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合 |
|--|

(2) 事業者からの利用解除の申し出

以下の事情に該当する場合には、本利用を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用者が、利用締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② 利用者によるサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合③ 利用者が故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または、重大な事由を生じさせた場合 |
|---|

1 2. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	実施日
	評価機関名称
1 あり	結果の開示 1 あり 2 なし
② なし	

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者職名 _____

氏 名 _____ 印